

社会福祉法人日進市社会福祉協議会「オールにっしんスマイル助成金」  
事業要綱

令和6年4月1日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人日進市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「オールにっしんスマイル助成金」事業について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要綱は、生活にお困りの世帯やひとり親世帯等の子ども達、離職者など、現在苦しい状態にある人が心から笑える環境を作ることを目指し、子ども食堂やフードドライブ、学習支援など人と人とのつながりで支え合う活動を応援することを目的として活動する団体に対し、その運営に対する支援を行う事を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における「人と人とのつながりで支え合う活動」とは、市内在住の生活困窮世帯等に向けた支援を通じ、地域福祉を増進するために地域住民が主体的に運営する活動をいう。

(対象団体)

第4条 この助成の対象は、次に該当する活動を運営する団体とする。

- (1) 営利を目的としない法人格を有する団体
- (2) 本会ボランティアセンターまたは日進市にぎわい交流館に団体登録をしている任意団体
- (3) その他、本会会長が適当と認めた団体

2 次の団体は助成の対象外とする。

- (1) 宗教活動、政治活動又は営利活動を行う団体
- (2) 反社会勢力と関係のある団体
- (3) その他、本会会長が適当でないとして認めた団体

(対象となる活動内容)

第5条 対象となる団体の活動内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 子ども食堂、宅食、フードパントリーにより生活に困窮する世帯への食事や居場所、食料の提供、食生活の支援に関する活動
- (2) 学用品や制服のリユースなど、子ども達がよりよい学校生活を送るための支援に関する活動
- (3) 学習支援を通じた居場所づくり、基本的な生活習慣の確立や、体験活動、進路に関する相談、社会性の育成や養育環境の改善を含む学習の支援に関する活動
- (4) 日用品、介護用品、乳児用品、生理用品等、日常生活を営むために必要な物資等の提供支援に関する活動

- (5) その他、本会会長が適当と認めた活動  
(対象となる経費)

第6条 助成対象経費は、別表のとおりとし、活動に直接必要な経費とする。ただし、対象となる経費は、認められた項目の経費は対象とするが、いずれも社会通念上相当と認められるものに限るものとし、次に定める経費は除くものとする。

- (1) 団体構成員への交通費等の旅費
  - (2) 団体構成員のみで行う食事等に供する費用
  - (3) 一部の団体構成員のみ使用する備品、消耗品の購入経費
  - (4) 管理方法及び管理者が不明確となる備品、消耗品の購入経費
  - (5) 本助成事業以外で認められた経費
  - (6) その他、本会会長が適当でないとして認められた経費
- (対象となる期間)

第7条 助成対象の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。  
(助成金額)

第8条 助成金額の総額は前年度の赤い羽根共同募金額に応じた予算の範囲内とする。

- 2 助成金の上限額は一団体につき3万円を上限とする。
- 3 第5条第1項1号及び3号に該当する新たな居場所づくりを行う場合には、前項を含め上限額を一団体につき8万円を上限とする。
- 4 予算を超過した助成金総額となる場合には、助成団体数に応じて一律に減額を行い調整する。
- 5 助成金申請額が上限に満たない場合には、対象事業経費から算出し、助成額の百の位で四捨五入する。

(申請及び請求)

第9条 助成を受けようとする団体は、助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、本会に提出する。

- (1) 構成員名簿及び規約、その他団体の概要の分かるもの。または、ボランティア登録票、にぎわい交流館団体登録証のいずれかの写し
- (2) 活動収支予算書（第2号様式）
- (3) 活動計画書・活動報告書（第3号様式）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

- 2 申請時期については、11月1日から12月28日（いずれも日曜日の場合はその前日）までとする。

(審査)

第10条 助成金の交付に際しては、本会が書類選考を行う。

(決定)

第11条 本会は審査結果に基づき、助成事業及び助成金額を決定し、助成金交付決定

通知書（第4号様式）または助成金不交付決定通知書（第5号様式）により通知する。  
（交付）

第12条 決定通知書送付後、概ね3週間程度で助成金を交付する。

2 交付は、指定口座への振り込みによって行う。

（情報発信）

第13条 助成金の交付を受けた団体は、共同募金配分金に基づく情報発信に同意するとともに、団体において情報発信に努めなければならない。

2 助成金の交付を受けた団体は、事業実施に係る各種配布資料等に当該事業が共同募金配分金を利用した事業であることを明示しなければならない。

（助成内容の変更）

第14条 助成金の交付を受けた団体は、申請した活動計画・収支予算による運営を行うものとする。

2 助成金の交付を受けた団体は、団体概要及び申請額に変更があった場合は、事業計画等変更申請書（第6号様式）により本会に申請し、報告又は許可を得なければならない。

3 本会は前項の内容について審査し、その結果を事業計画等変更決定通知書（第7号様式）により通知する。

（報告）

第15条 助成金の交付を受けた団体は、実施報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて、本会に提出する。

（1）活動計画書・活動報告書（第3号様式）

（2）活動収支決算書（第9号様式）

（3）前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（助成決定の返還）

第16条 助成金の交付を受けた団体が次の各号いずれかに該当する場合は、本会は助成金返還請求書（第10号様式）により、助成金の全部若しくは一部の返還請求するものとする。

（1）余剰金が発生した場合は、余剰金を返還する。

（2）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の交付申請に関し不正行為があったと認められる場合、又は虚偽等不正な手段により助成を受けたことが判明した場合は、助成金の全部を返還する。

（3）第5条に基づく助成対象事業を中止した場合、又は完了ができなかった場合は、助成金の一部又は全部を返還する。

（4）助成金を助成対象事業以外に使用した場合は、一部又は全部を返還する。

（5）事業報告書の提出がない場合は、全部を返還する。

2 各事業内での予算の流用は可能とする。

(禁止事項)

第17条 助成金の交付を受けた団体は、以下の行為をしてはならない。

- (1) 助成金を助成対象経費以外の用途に使用すること
- (2) 助成金の余剰を次年度へ繰越しすること
- (3) 団体構成員が8割以上重複する複数の団体による助成利用  
(募金活動への協力義務)

第18条 助成金の交付が決定した団体は、募金箱の設置や街頭募金等、募金活動に積極的に参加しなければならない。

(その他)

第19条 その他、この要綱に記載されていない事項については、本会会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

項目	助成対象経費
食料費	子ども食堂、宅食、フードパントリー等で提供する食料
諸謝金	講師・専門家・出演者等に対する謝礼及び1回あたり500円以下の団体構成員への謝礼、人件費
旅費	団体構成員以外の講師・専門家・出演者等に対する交通費、旅費
消耗品費	文房具、雑貨、コピー用紙等の事務用品、タオル、洗剤等の日用品消耗品、工具、器具消耗品で1つあたり10,000円未満のもの
備品購入費	調理器具や運搬に使用する資機材で1つあたり10,000円以上のもの
通信運搬費	事業に係る郵便・運送費
使用料及び賃借料	事業及びその打合せに係る、会場使用料、機材・機器の賃借料
保険料	行事保険や損害賠償保険への掛け金
その他事業費	上記以外で、事業実施に必要不可欠であると本会会長が認めたもの

第1号様式（第9条関係）

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
年度 『オールにっしんスマイル助成金』申請書

社会福祉法人 日進市社会福祉協議会長 あて

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者連絡先 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

このことについて、『オールにっしんスマイル助成金』事業要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

助成金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

振込先

金融機関名			支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号		
口座名義	ツリガナ			

添付書類 ボランティア登録票または日進市にぎわい交流館団体登録証の写し  
※または、構成員名簿及び規約、その他団体の概要の分かるもの  
活動収支予算書（第2号様式）  
活動計画書・活動報告書（第3号様式）

第2号様式（第9条関係）

『オールにっしんスマイル助成金』活動収支予算書

（1）収入の部

（単位：円）

項目	予算額	左の積算内訳
本助成金		
他助成金		
会費+自主財源		
合計		

（2）支出の部

（単位：円）

経費区分	助成事業に係る すべての経費	左の経費のうち 助成対象となる経費	左の積算内訳
食料費			
諸謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
備品費			
通信運搬費			
会議費			
使用料・賃借費			
ボランティア保険料			
その他事業費			
合計			

第3号様式（第9条・第15条関係）

『オールにっしんスマイル助成金』活動計画書・活動報告書

	活動計画		活動報告	
	予定活動内容	参加予定人数	活動内容	参加人数
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

※本様式の控えを保管し、実績報告時に活動報告欄を記載し提出してください。

第4号様式（第11条関係）

日 社 協 第            号  
年    月            日

『オールにっしんスマイル助成金』交付決定通知書

様

社会福祉法人 日進市社会福祉協議会  
会            長

年    月            日付で申請のありました『オールにっしんスマイル助成金』活動運営助成金について、下記のとおり交付することに決定します。

記

助成交付決定額            金 \_\_\_\_\_ 円

第5号様式（第11条関係）

日 社 協 第            号  
年    月            日

『オールにっしんスマイル助成金』不交付決定通知書

様

社会福祉法人 日進市社会福祉協議会  
会            長

年    月    日に申請のありました、『オールにっしんスマイル助成金』活動  
運営助成金について、日進市社会福祉協議会で審議しました結果、下記のとおり決定  
しましたので通知します。

記

1 通知事項    不承認

2 理由

第6号様式（第14条関係）

年 月 日

年度 『オールにっしんスマイル助成金』 交付  
事業計画等変更申請書

社会福祉法人 日進市社会福祉協議会長 あて

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者連絡先 ( ) \_\_\_\_\_ -

年 月 日付け日社協第 号で決定を受けた助成対象事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、社会福祉法人日進市社会福祉協議会『オールにっしんスマイル助成金』事業要綱第14条第2項の規定により申請します。

記

活動内容の名称	
変更（中止・廃止）の内容	
変更（中止・廃止）年月日	年 月 日
変更（中止・廃止）の理由	
添付書類	

第7号様式（第14条関係）

日 社 協 第            号  
年    月            日

『オールにっしんスマイル助成金』交付  
事業計画等変更決定通知書

様

社会福祉法人 日進市社会福祉協議会  
会 長

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人日進市社会福祉協議会『オールにっしんスマイル助成金』事業の変更（中止・廃止）については、下記のとおり決定したので、社会福祉法人日進市社会福祉協議会『オールにっしんスマイル助成金』事業要綱第14条第3項の規定により通知します。

記

活動内容の名称	
変更（中止・廃止）の内容	
交付金額 変更（中止・廃止）後	円
変更（中止・廃止）年月日	年 月 日

第8号様式（第15条関係）

年 月 日

『オールにっしんスマイル助成金』実績報告書

社会福祉  
法人 日進市社会福祉協議会長 あて

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者連絡先 ( ) \_\_\_\_\_ -

活動を下記のとおり実施しましたので、『オールにっしんスマイル助成金』事業要綱第15条の規定に基づき報告します。

記

- 1 添付書類 (1) 活動収支決算書（第9号様式）  
(2) 活動計画書・活動報告書（第3号様式）  
(3) 助成金の使途に該当する全ての領収書  
(4) 活動の様子がわかる写真等

第9号様式（第15条関係）

『オールにっしんスマイル助成金』活動収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

項目	決算額	左の積算内訳
本助成金		
他助成金		
会費+自主財源		
合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	助成事業に係る すべての経費	左の経費のうち 助成対象となる経費	左の積算内訳
食料費			
諸謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
備品費			
通信運搬費			
会議費			
使用料・賃借費			
保険料			
その他事業費			
合計			

余剰金（社協へ返還）

金

円

『オールにっしんスマイル助成金』返還請求書

様

社会福祉法人日進市社会福祉協議会  
会 長

日社協第 号で交付した『オールにっしんスマイル助成金』について、下記の理由のため、全額・余剰金の返還を請求します。

記

1 返還金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 返還請求理由

- (1) 申請書に虚偽や違反が認められたため
- (2) 余剰金の報告があったため

3 返還期限

月 日（ ）までに下記の口座まで振り込んでください。

4 振込口座

金融機関名	あいち尾東農協
支店名	日進支店
預金種目	普通
口座番号	0022212
フリガナ 口座名義	シャカイケンホウジン ニッシンシャカイフクシキョウギカイ 社会福祉法人 日進市社会福祉協議会  カイチョウ 会 長